

明治6年(1873)

徴兵令公布(1・30)

紀元節制定(3・7)

師範学校編「小学読本」4冊刊

小学教則改正(5・19)

第十中学区 第四番小学幅太学校 羽田村浄慈院に開校する(10・15)

小学校教員は訓導(大学=教授, 中学=教諭)とする(8・12)

明治7年(1874)

幅太学校 長全寺に移る(1・8)

官立愛知師範学校設置さる。入学者の多くは旧藩士の子弟であった(2)

文部省 小学校で洋算和算を適宜用いることを許可する(3)

官立, 公立, 私立の課別を明確にする(8・24)

教員検定制度できる(7・25)

明治8年(1875)

小学校令 6才~14才までとなる(1・8)

珠算を採用する(4)

長全寺境内に校舎を新築する(渥美郡第一ばんめであったと思われる。)

明治9年(1876)

日曜全休・土曜半休制しかれる(3・12)

第十六・第十七番小学幅太学校と改称する(4)

羽田野敬雄(栄木)校舎に小野湖山の書いた「誦習学舎」の木額を贈る(5)

この頃, 県内に小学校746校

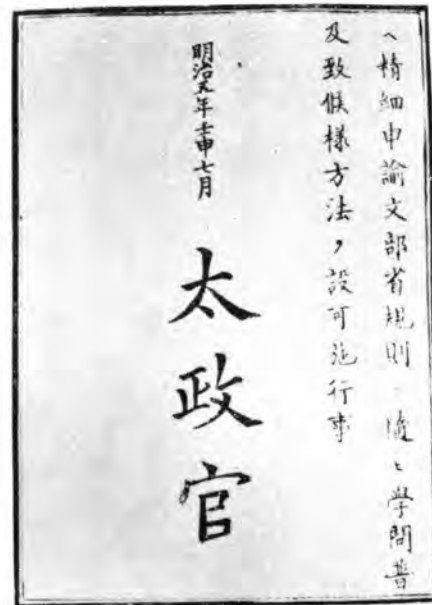
明治10年(1877)

西南戦争(1・30) 東京大学創立(4・12)

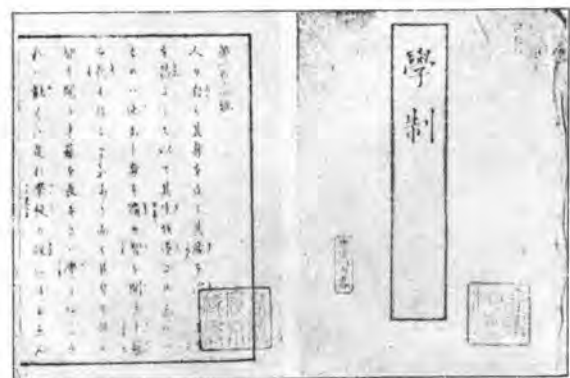
全国にコレラ流行(8)

開校・紀元節等の祝文に関する記事が, 東京, 名古屋の新聞に紹介される(4~10)

歩みだした学校



	大学	中学校	小学校
1大報	1	32	6720
全国	8	256	53760



学事奨励に関する「被仰出書」(学制)

明治5年7月, すべての国民がそれぞれの力を伸ばすために, 平等に教育をうけなければならないこととした。愛知県は当時の人口 600人につき1小学校の割で10中学校 600小学校の設置を計画した。



浄慈院本堂と本堂内部

明治6年10月15日、幡太小学校として羽田村（現羽田町）浄慈院に開校し、その本堂が教室に当てられた。写真は当時の面影を残すものである。



長全寺

明治7年1月 幡太小学校を羽田村長全寺に移し、翌8年その境内に、校舎を新築した。この地方では、最初の校舎であったと伝えられる。

小学校教則改正（明治二十六年七月）
（昭和二十一年三月）
 小学校教則
 一、第一級 第一学年より第二学年まで
 第二級 第三学年より第四学年まで
 第三級 第五学年より第六学年まで
 第四級 第七学年より第八学年まで
 第五級 第九学年より第十学年まで
 第六級 第十一学年より第十二学年まで
 第七級 第十三学年より第十四学年まで
 第八級 第十五学年より第十六学年まで
 第九級 第十七学年より第十八学年まで
 第十級 第十九学年より第二十学年まで

〇第一級 第一学年
 右学年 男子は五歳、女子は四歳以上
 小学校教則改正（昭和二十一年三月）
 小学校教則改正（昭和二十一年三月）
 定額委員会報告書

〇第一級 第一学年
 右学年 男子は五歳、女子は四歳以上
 小学校教則改正（昭和二十一年三月）
 小学校教則改正（昭和二十一年三月）
 定額委員会報告書

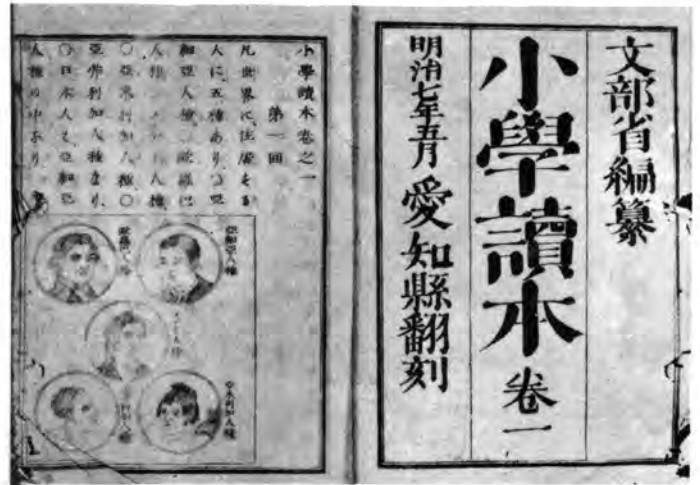


浄慈院に残る太鼓

開校のころ、授業の合図に打ち
ならされたと伝えられる。

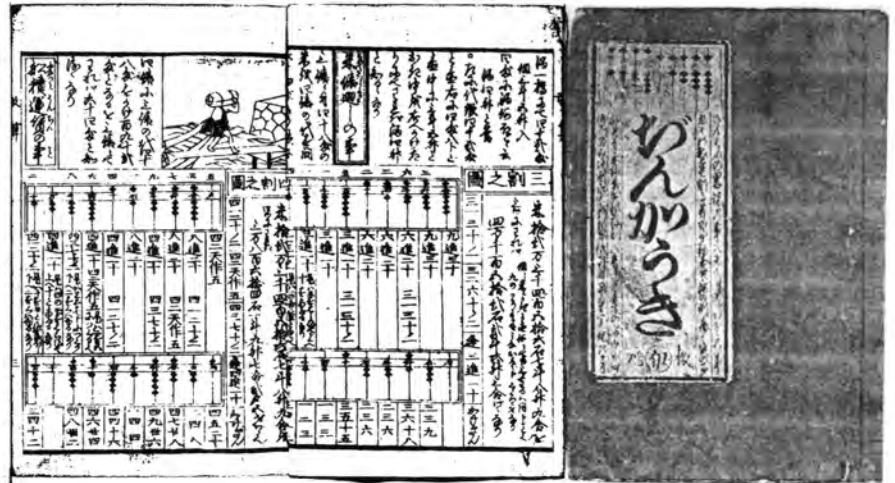
小学読本巻一

明治6年3月に発行された小学読本に続いて発
行されたもので、明治17年ごろまで使われた。



ちんかうき

明治4年に発行され
たもの。永くそろば
んの教科書として使
用された。



加算九九表

算数の計算
に用いら
れた。

八	七	六	五	四	三	二	一
九	八	七	六	五	四	三	二
八	七	六	五	四	三	二	一
七	六	五	四	三	二	一	〇
六	五	四	三	二	一	〇	九
五	四	三	二	一	〇	九	八
四	三	二	一	〇	九	八	七
三	二	一	〇	九	八	七	六
二	一	〇	九	八	七	六	五
一	〇	九	八	七	六	五	四
〇	九	八	七	六	五	四	三
九	八	七	六	五	四	三	二
八	七	六	五	四	三	二	一
七	六	五	四	三	二	一	〇
六	五	四	三	二	一	〇	九
五	四	三	二	一	〇	九	八
四	三	二	一	〇	九	八	七
三	二	一	〇	九	八	七	六
二	一	〇	九	八	七	六	五
一	〇	九	八	七	六	五	四
〇	九	八	七	六	五	四	三

加算九九表

算数の計算
に用いら
れた。



小学算術書

算数の教科書がたて書きとなっている。

開校の日とその前後 —— 「多聞山日誌」による

開校の日 — 明治6年10月15日

開校

○不買
ハ中本賢
其ノコト共
ノ息子ト
全作ノコト
ナリ(日本老
人ノ子)

○開校	<p>十日 區第百番十学校開。早朝より午後三時迄、村方より午後四時迄、花下より午後七時迄、おのれ早朝より午後三時迄、新田より午後四時迄、伏見より午後五時迄、開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>
○伏見早稲	<p>十日 伏見早稲。開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>
○生徒七十九人	<p>十日 生徒七十九人。開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>
○授業あり	<p>十日 授業あり。開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>
○日曜日	<p>十日 日曜日。開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>
○伏見早稲	<p>十日 伏見早稲。開校に付小便と大便の保を注意せしむ。云。○教授は五番が林平三外、他皆中村幹也也。習字は吉院也。算は知賀の息子也。世談方三人は早朝より、米、朝田、花下、中村、長三、五、長孝三人の人も、学校出席。小土保彦十、飯塚重三、茶漬右の人に出ず。生徒七十九人も、希留也。志は祝賀も持来也。生徒の親も、若氏、野村、教諭、校長、若原より、教諭の若原也。</p>

○榮木権攝様 此書 慶岩の談に依るに本校創設より補。権攝様 存念にふると云。

学校開設の話

十月
 百久女高教員事務員学校開設に成れば程度はわが職生と共信習うが教員...

〇学校開設の話
 〇本堂と極了
 〇本林平三
 〇女林幹丈
 〇教室の工度
 〇第四小学校

百久女高教員事務員学校の開設は一問一白に見え、此又権令巡見は身と心勤事、中戻と云左に、本堂に云人ナムイと云、本堂は成規は世を當り也水化口也彭云は、五十と番山、沢口也大故、是迄の習性にもあらず、本堂と申すも、是は、新事、三人とも他人の色、人與人教師の由、所願せし、申す、又此も習字方、種も有し、本堂と極了、三本、一居、就は、是、合、え、た、に、部、合、よし

〇本堂と極了三本一居就は是合えたに都合よし
 〇本林平三本堂幹丈身素に張度こそあり世に方召吳小と云、官位は、床、合、三人、昨、日、四月十日、日の橘、の、名、に、ふ、り、と、此、故、習、字、に、成、合、え、た、を、い、ふ、(註) 是、れ、申、す、書、法、種、外、に、入、用、の、由、也、又、日、月、修、業、の、程、あり

七日久女高へ行留守也、三本一居、行、学、校、の、設、け、を、本、堂、前、一、問、又、日、は、除、け、皆、貸、金、を、ま、た、不、足、を、承、け、去、回、迄、七、倍、揚、に、張、り、也、此、れ、中、生、生、種、の、子、骨、草、席、等、種、に、行、極、張、り、は、三、本、一、居、申、す、本、堂、も、申、す、中、生、生、種、の、骨、ハ、本、堂、一、張、面、に、行、帳、と、行、帳、二、本、持、申、す、十、日、居、在、書、部、申、す、本、堂、修、繕、保、修、行、務、院、専、前、へ、立、上、り、障、子、張、り、修、繕、也、学、校、の、工、度、故、大、き、賃、は、出、し、積、り、也、學、法、校、長、西、人、申、す、第、四、小、学、校、の、本、林、前、へ、建、て、昨、日、迄、工、事、を、兩、部、の、新、事、長、議、議、と、云

「多聞山日誌」

浄慈院・山澄覚禅師らの文化10年(1813)より、明治16年(1883)に至る71年間の覚え書きふうの日誌である。覚禅師は、寺小屋の師匠として、花田村の子弟の訓育に長く当っており、幡太学校の

開設に当っては中心的な役割を果たしている。また、その後も書き方の教師となっている。

この写真は、昭和初期、子山澄倫仁師が書き写されたもので、大学ノート約300ページにわたっている。

明治11年(1878)

学制改革の動き具体化(5・23)

明治12年(1879)

朝日新聞創刊される(1)

学制を廃して「教育令」を制定する(8・29)

学区取締を廃して学務委員とする。

明治13年(1880)

渥美郡第十番小学幡太学校と改称する(5)

同郡第十一番小学花ヶ崎村 108番地 松

崎氏宅を校舎として開校する(5)

豊橋に上等小学設立の目的で学資講を起す。

「教育令」改正(12・28)

明治14年(1881)

文部省 修身科の内容を具体的に指示し、修身科を重視する。また、歴史は「日本史」のみとする。(4)

小学校教則綱領を制定する(初等3年・中等3年, 中等3年, 高等2年)(5・4)

上等小学 豊橋学校八町に新築される(6・15)

明治15年(1882)

羽田野敬雄死す。享年85, 長全寺に葬る(6・1)

愛知県教則 小学校教員免許状授与規則を制定(6)

文部省音楽取調係編「小学唱歌集」を集め初編を出版する(11・24)

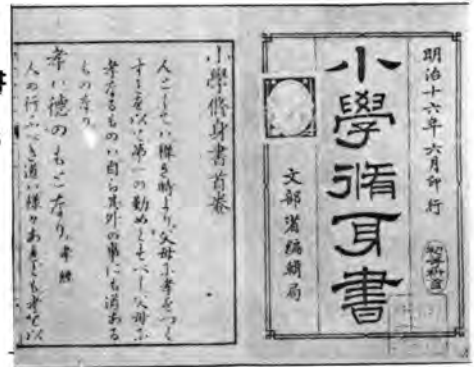
修身小学字解 明治16年発行



修身書が難解のときは、この字解を利用して読まれた。

小学修身書

明治16年6月発行



唱歌集

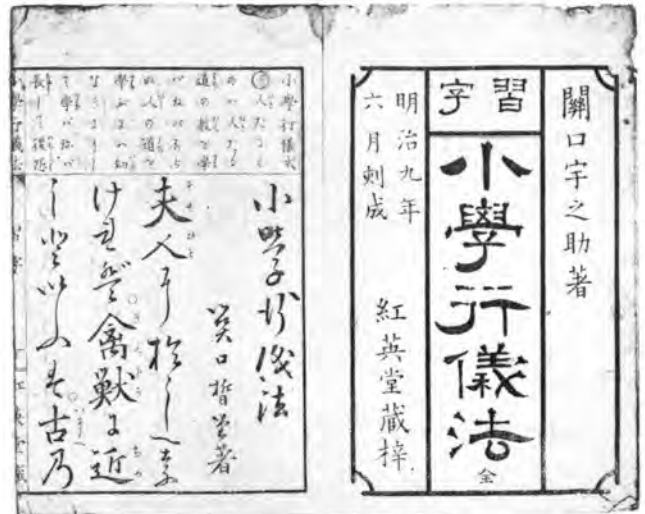
明治15年11月24日、文部省が最初に発行した小学唱歌集である。



明治のはじめごろ

(儒教復活期) の教科書

数多くの教科書が東京をはじめ、豊橋・岡崎でも出版された。幡太学校では何がどのように使われたかはつまびらかでない。



小學校行儀法全 明治9年6月発行

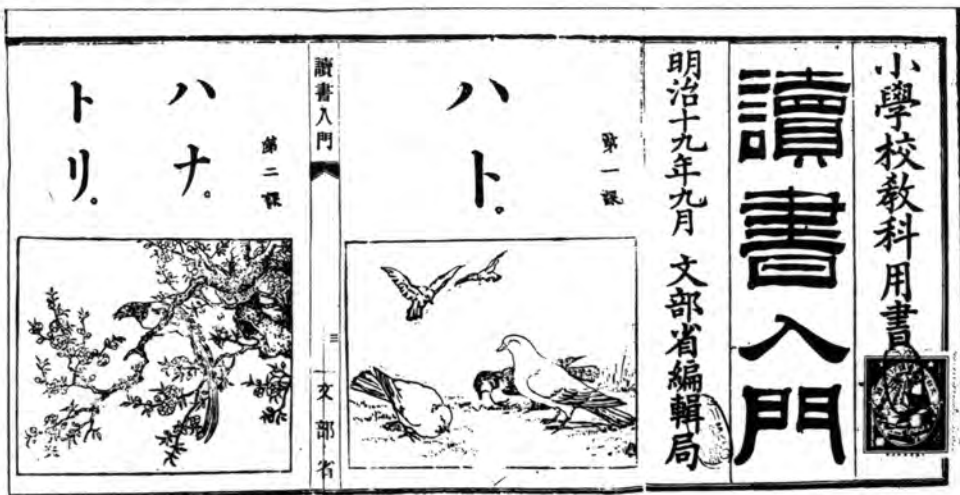
食事終らば、學校に出る用意すべし。
○學校に行く時も、必父母に告げ、
歸りたる時も、亦告ぐ

新撰 小學生徒心得
高山直道編
第一章
朝、大陽に先ちて、起

新撰 小學生徒心得
高山直道編輯
教育書房 二箇樓梓

新撰小学 生徒心得
明治18年発行

読書入門 明治19年9月発行



明治16年(1883)

- 天気予報を交番前に掲示する(6・1)
- 大日本教育会設立(9・9)
- 鹿鳴館 開館される(11・28)
- 愛知県師範学校にて徒手体操術を15日間講習する。

明治17年(1884)

- 学令未達の幼児の小学校入学を禁じ、幼稚園の設立を勸奨(2・15)
- 渥美郡第十一学区小学幡太学校と改称する。
- 同第十二学区小学花ヶ崎学校と改称する(5)
- 愛知県師範学校においてはじめて唱歌を実施する(12)

明治18年(1885)

- 花ヶ崎学校 校舎を花田村中郷に新築する(花田村字中郷95番地)(4)
- 教育令改正(地方費軽減 学務委員廃止)(8・12)
- 文部省業務局に視学官をおく(12)

明治19年(1886)

- 帝国大学令(3)
- 師範学校令、中学校令、諸学校通則公布教育令を廃し小学校令を公布する(義務教育4年とし、小学校を尋常・高等の二科とする)(4・10)
- 1年をもって1学級とする(学年制のはじめ、従来は半年学級制)(12・12)

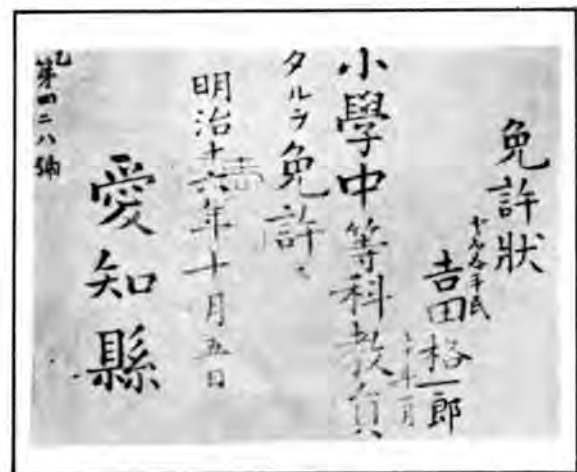
明治20年(1887)

- 愛知県教育会設立(3)
- 愛知県で授業料規則が定められ、小学校設置区域位置を改定、また就学規則が制定される(3)
- 渥美郡第六学区小学三吉野学校を渥美郡尋常小学三吉野学校と改称し、幡太・花ヶ崎学校はその分校となる(4)
- 従来的高等科を廃し、尋常科4年とする(4)

小学校教則綱領(明治14年)による小学校制度図



初等教育 明治14年5月「小学校教則綱領」が制定され、教育課程の基準が示された。小学校は学制と同じく8か年であるが、初等科3年、中等科3年、高等科2年とし、1年の授業日数は最小32週(現在35週)とし1日の授業は5時間を原則とした。



教員免許状 明治16年の教員免許状

「教育ニ関スル勅語」は、国民教育および国民道徳の根本精神となり、第二次世界大戦の終るまで、わが国教育の根幹となった。

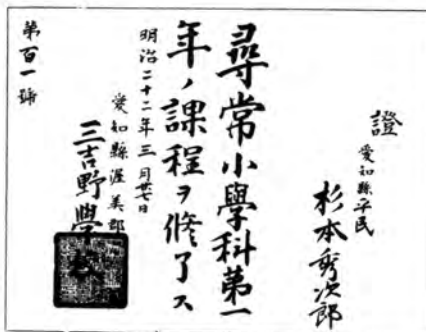
教育勅語



右の扁額は、勅語発布の3日後（11月3日）に僧侶の書いたものである。教場などに掲げたものと思われるが使用目的ははっきりしない。—浄慈院蔵—

三吉野学校分校となる

明治20年～明治25年



教員の給料（1ヶ月）

明治6年 句読教師 2円～3円
算術 〃 1円～2円
習字 〃 1円

明治28年 訓導校長 13円
訓導 8円
準訓導 5円50銭

明治6年 玄米一石（約150kg）（中等米） 4円80銭

授業料（1か月）

学期制 上等 6銭2厘5毛
中等 4銭
下等 2銭

明治20年 高等小学 10銭以上1円以下
尋常小学 5銭以上50銭以下

授業料は郡区長の決定による。就学率は前年の69%から43%に低下。女子の就学めだつ。

明治21年 (1888)

市町村制公布 (4・25)

名古屋鎮台豊橋分営を歩兵18連隊と改める(4)

新愛知新聞創刊(7)

豊橋駅(東海道線)開業する(9)

文部省は健康検査を毎年4月に行なうよう訓令(12・28)(身体検査のはじめ)

明治22年 (1889)

大日本帝国憲法発布(2・11)

愛知県で市町村制実施(4・1)

東海道線全通する(7・1)

三吉野学校の分校から、幡太・花ヶ崎合併して1校となり校舎を新築する(9)

花田1村をもって校舎を新築する。当時北にある1棟は旧花ヶ崎学校を移転したものの費用800円教室坪112, 場所…花田村西宿前42—49北新起4—8

御真影を各学校に御下賜される旨通知される(12・19)

明治23年 (1890)

3年以上へ裁縫科を加える(6)

補習生をおく。

第1回総選挙(7・1)

小学校令改正(10・7)

教育に関する勅語発布(10・30)

第1回帝国議会開会(11・29)

明治24年 (1891)

県知事より勅語騰本拝受(1)

新校舎開業式典を行なう(10・18)

濃尾地震起きる(10・28)

小学校教則大綱を定める(11・17)

明治25年 (1891)

三吉野学校は吉田方村立吉田方小学校と改称され、その分校旧幡太学校は分離して花田村立花田尋常小学校となる(4ヶ年)(5)

補習料を併置(9・5)

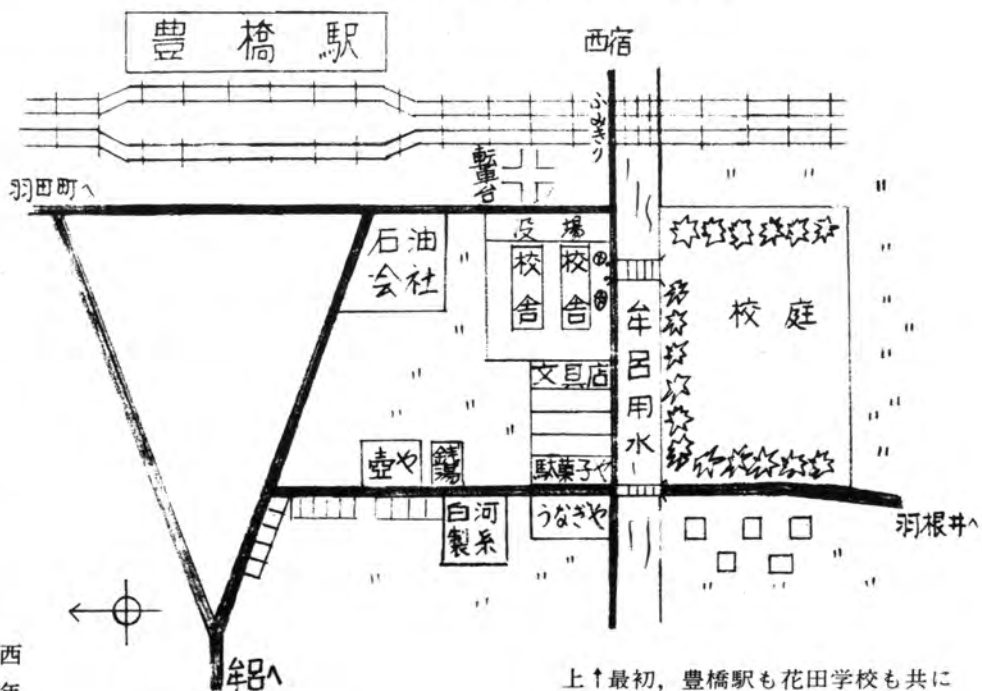


校舎跡 三吉野学校の分校から幡太、花ヶ崎合併12校宿前北新起(現在新幹線敷設場所から以西)賦返済をしたことが記されている。(学校沿革)



豊橋駅と北新起校舎

北新起校舎とその周囲推定図 (昭22・23年頃)



舎を新築。場所は、花田村西
村の基業金を借置して、年
誌)

上↑最初、豊橋駅も花田学校も共に
畑の中であった。年月と共に賑
いを呈してき、商店・倉庫・住
宅が立ち並び、昭和2年西駅が
開かれることによって、さらに
伸展した。

北新起校舎の全景を写すもの
はないが、次ページ卒業記念写
真によってもわかるとおり、車
呂用水をはさんで、校舎と校庭
があった。現在の新幹線はこの
上を走っている。狭間（現松山
小）方面は用水添いの踏み切り
を通して通学した。駅を中心に
その東西が繁栄し、明治42年狭
間尋常小学校と分離すること
なる。



明治26年(1893)

御真影を小学校等に下付(2)

花田村立花田尋常小学校 高等科を併置して花田尋常高等小学校と改称する(3)

実業補習学校時習館創立(4)

花田尋常高等小学校 開校式 (5・15)

農繁休業を行なう(7・1~7・7)

女子の就学促進のため、小学校の教科目になるべく裁縫を加えることを訓令(7・22) (女子就学率40.59%)

小学校における祝日、大祭日の儀式に用いる歌詞、楽譜を選定「君が代」など(8・12)

明治27年(1894)

牟呂用水路完成

豊橋電燈株式会社が設けられ初めて町中に電燈が(3)

清国に宣戦布告(8・1)

文部省、小学校における体育及び衛生についての訓令(体育を重視し、子どもの健康管理上の要点を指示)(9・1)

18連隊出征 尋常3年以上歡送する(8・24)

明治28年(1895)

「太陽」「少年世界」創刊(1)

国民徴兵規則制定(2)

校舎 42坪増築する(3・8)

日清講和条約調印(4・17)

御真影奉安所を設ける。

市町村立小学校男子教員の職服制定(4)

明治29年(1896)

花田村字石田 赤痢発生の為、同字就学児童は休校(9)

町役場、西八町へ移す(11・3)

文部省、今後は学令未滿(滿6才未滿)の子どもの就学を厳禁する旨訓令(8・17)

明治30年(1897)

学校清潔方法を訓令(1・11)

貨幣法を公布(金本位制確立)(3・29)

道府県に地方視学を設置(5・4)

市町村立尋常小学校の授業料、月額30銭以内とする。(11・10)

小学校と師範学校とにおいてなるべく男女別学にする。(12・17)



明治中期の教員の服装(写真中央の杉本秀次郎高等小学校卒業と同時に代用教員となる。明治28年4月)



幻灯会の隆盛

学校教育に、学事奨励として盛んに活用され始め、社会教育では「戦勝」報告会に活用する。



「親には孝行せよ」の
スライドの一コマ



尋常科1年修業證書

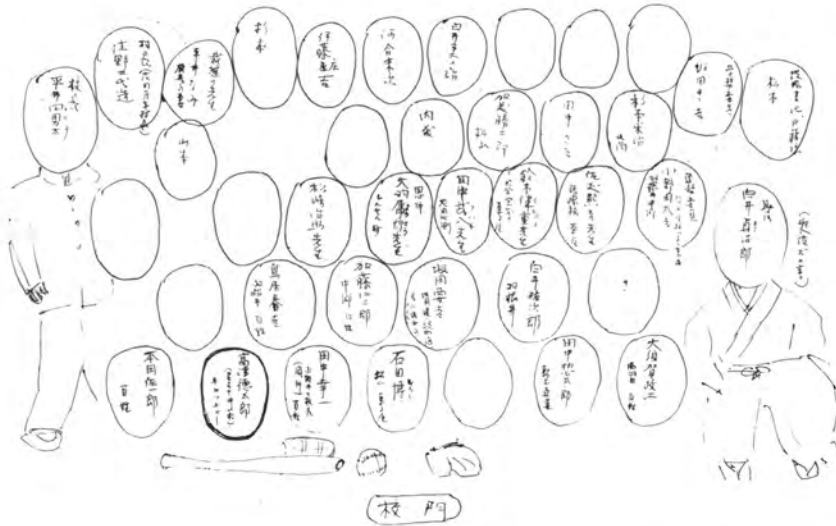


免状台帳の表紙

修業證書は、各学年ごとにだされていた。



高等科3年生
の卒業記念
(明34・3)



記念写真の説明図
(竹本〔高津〕
徳太郎による)



免状台帳の内容



高等科4ヶ年併置記念撮影(明治35年3月, 前の橋は牟呂用水,
場所は西宿前42-49北新起4-8)